

沖縄県内の電気事故事例

2025年2月14日

経済産業省 那覇産業保安監督事務所 保安監督課

電気事故報告

- 電気関係報告規則では、電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者（設置者）は、電気工作物に関する事故が発生したときには、経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長（那覇産業保安監督事務所長）に対して、その事故について報告することを義務づけている。

<電気関係報告規則に定める報告対象事故（抜粋）>

○感電死傷事故（報告規則（以下、「規則」）第3条第1号）

感電や電気工作物の破損等により、人が死傷した事故（死亡又は入院した場合に限る）

○電気火災事故（規則第3条第2号）

電気工作物の電氣的異常に伴う発熱・発火により、当該電気工作物以外の建造物、車両、その他の工作物、山林等に火災を起こした事故（工作物にあたっては、半焼以上（火災による損壊の程度が工作物の20%以上）

○他者損害（規則第3条第3号）

電気工作物の破損や誤操作等により、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故

○主要電気工作物の破損（規則第3条第4号・5号）

発電所等の運転、維持又は保安対策上必要不可欠な電気工作物が破損した事故

○発電支障・放電支障（規則第3条第6号～7号）

出力10万kW以上の発電所・蓄電所の7日以上の発電・放電支障

○波及事故(電気事業者に供給支障を発生させた事故（規則第3条第12号）

自家用電気工作物の破損や誤操作等により電気事業者に供給支障を発生させた事故

○その他（ダム異常放流、社会的影響を及ぼした事故（規則第3条第13号、第14号）

電気事故報告

- 設置者等は、事故覚知後24時間以内に電話等で報告(速報)を、事故発生覚知日から30日以内に事故原因・被害状況・再発防止策等をまとめた報告(詳報)を提出することとなっている。

<事故速報>

- 事故の発生を知ったときから**24時間以内**に、設置者名、事故の発生した日時、場所、事故が発生した電気工作物及び事故の概要について、電話等で各産業保安監督部へ報告。

<事故詳報>

- 事故の発生を知った日から起算して**30日以内**に、事故原因やより詳細な被害状況(死傷・火災・損壊状況等)等について書面等で各産業保安監督部へ報告。
- 事故報告の**詳報**については、事故原因の調査等が終了していない場合でも、中間報告として一旦報告を受け、調査完了時点で最終報告所として報告を受ける運用としていることから、現行の事故報告と同様に、**事故覚知後30日以内**。

<報告先>

経済産業省 那覇産業保安監督事務所 保安監督課 電力安全係
TEL:098-866-6474 FAX:098-860-1376

<詳報作成支援システム> (<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/>)

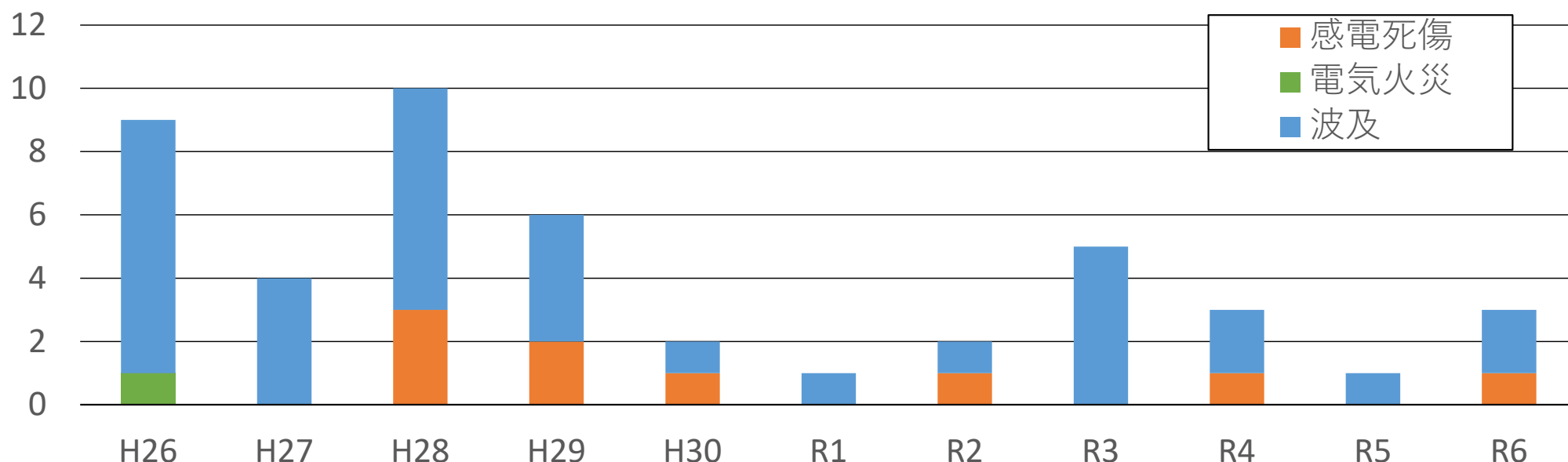
「詳報作成支援システム」を利用したメール報告でも可。

報告書(速報・詳報)を作成する際、必要な情報を漏れなく入力できるよう支援するシステムで、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が運営している。

電気事故発生件数の推移（自家用電気工作物）

- 沖縄県内における令和5年度までの10年間の累積において、自家用電気工作物の感電死傷事故が8件、電気火災事故1件、自家用電気工作物からの波及事故が34件発生。

図 管内自家用電気工作物の電気事故推移



令和6年度は集計中のため現時点での参考値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
感電死傷	0	0	3	2	1	0	1	0	1	0	1
電気火災	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
波及	8	4	7	4	1	1	1	5	2	1	2
合計	9	4	10	6	2	1	2	5	3	1	3

事件事例（感電死傷事故）

● 高圧電線への接触による感電死亡事故

<事故発生の電気工作物>

- ・ PAS電源側高圧電線

<事故概要>

- ・ 6.6kVの高圧受電、電気主任技術者は外部委託の事業場。
被災者は、外壁工事のための足場を建設しており、足場用の天幕を取り付ける際、高圧電線に接触して感電し、死亡した。

<事故原因> [感電(公衆)／被害者の過失]

- ・ 事故当日、現場判断で高圧電線を貫通する高さまで足場を建設。
- ・ 本工事について、電気主任技術者への連絡が無かった。
- ・ 電力会社に防護管等の養生依頼を出していなかった。

<再発防止対策>

- ・ 高圧機器の近接作業については、絶縁シート、防護管の設置が完了した段階で主任技術者の出動要請をし、安全確認を行う。
- ・ 工事前の段階で設置者、工事業者、電気主任技術者の間で安全対策の確認を実施する。
- ・ 工事業者は、設置者または主任技術者と連絡先を確認し、主任技術者から保安教育を受ける。



事件事例（感電死傷事故）

- 月次点検時における作業者の過失による感電死傷事故

<事故発生 of 電気工作物>

- ・屋外キュービクル内高圧交流負荷開閉器（LBS）

<事故概要>

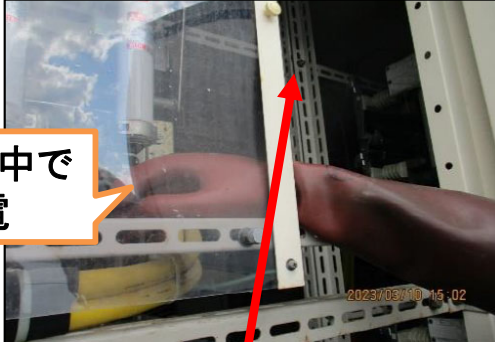
- ・6.6kVの高圧受電、電気主任技術者は外部委託の事業場。
当該事業場の月次点検において、変圧器銘板を写真撮影しようとした際に、高圧交流負荷開閉器（LBS）の端子部分に手が接触し感電（右手甲、左肘に火傷）。接触と同時に地絡継電器が動作して事業場を停電させた。

<事故原因> [感電(作業者) / 作業方法不良]


- ・作業者は月次点検外の作業のため、変圧器と高圧交流負荷開閉器（LBS）の間から手を入れて変圧器銘板を写真撮影しようとした。
- ・高圧の近接作業にもかかわらず絶縁ゴム手袋などの保護具を着用していなかったために、LBSの端子部分に右手が接触して感電。

<再発防止対策>

- ・絶縁用保護具の着用、写真撮影や目視点検は盤外より確認する。
- ・月次点検外の作業等も想定した作業手順書を作成し実施。
- ・作業者の安全意識が浸透するような組織環境の醸成。



アクリル板の中で
右手から感電



右手からアングルに
乗せた左肘にかけ
て電流が流れた。

電気設備に係る事故発生状況について（全国）

「重大事故」の発生状況

2024/3/28
第29回電力安全小委員会 資料3-1

- **電気保安関係の特に重大な事故の傾向を分析し、対策に活用していく観点から、令和4年度から「重大事故」※¹について、本小委員会での公表を開始。**
- **令和5年度は7件の「重大事故」の報告※²があった。**

※1 死者1名以上/重傷者2名以上/重傷者1名以上かつ負傷者3名以上/負傷者6名以上/爆発・火災等により多大な物的被害が生じたもの。

※2 3月15日までの速報値であり、今後、件数等は変動し得る。

<令和5年度に報告のあった「重大事故」(7件)>

■ 感電死傷
(作業員事故)

■ 感電死傷
(第三者の過失)

■ 物的被害

発生月	被害	被災類型	事故が発生した設備	被災者	単独作業	発生時間帯	電気主任技術者の作業把握状況	事故概要
4月	感電死傷	第三者の過失等	需要設備	第三者	-	-	-	老人施設の入居者がベランダから電柱に飛び移り、配線（設置者管理側）に接触し、感電死。
9月	感電死傷	作業員事故	需要設備	設備工事作業員 (設置者から作業受託)	-	昼間	事後	ホテルから照明関連設備の工事を受託した作業員が、3系統ある電源系のうち1系統のみ切り、作業を行っていたところ、充電中の系統を作業してしまい感電死。
9月	物的被害 (発電所の火災)		火力発電所		-			火力発電所の燃料受入搬送設備において火災・爆発が発生。発電所施設に多大な被害。
9月	感電死傷	作業員事故	需要設備	設備工事作業員 (設置者から作業受託)	○	夜間	事後	新築ビルの工事現場において、電気工事を請け負う事業者の作業員が、キュービクルに入り充電部に触れて感電死。
9月	感電死傷	作業員事故	需要設備	保安点検受託予定事業者の技術員	○	昼間	事後	保安管理業務の外部委託先移行に伴い、新たな受託先として、現場の事前調査及び挨拶のために現場にきた作業員が、キュービクル内部に入り、充電部に触れて感電死。
11月	感電死傷	作業員事故	需要設備	設備工事作業員 (設置者から作業受託)	-	昼間	事前	キュービクル増設工事のため、特高受電所において、作業説明を実施中に、説明者が当該受電所の充電部に触れて、感電（負傷）。火災も発生し、説明を聞いていた他の作業員3名もやけどを受傷。
1月	物的被害 (発電所の火災)		火力発電所		-			火力発電所のボイラー建屋内及びベルトコンベアで爆発・火災が発生。発電所施設に多大な被害。

出典) 電気関係報告規則に基づく報告を基に経済産業省において作成
令和5年度分については3月15日までの速報値

電気設備に係る事故発生状況について（全国） （参考）令和4年度の「重大事故」の発生状況

2024/3/28
第29回電力安全小委員会 資料3-1

<令和4年度に報告のあった「重大事故」（9件）>

■ 感電死傷（作業員事故） ■ 感電死傷（第三者の過失） ■ 物的被害

発生月	被害	被災類型	事故が発生した設備	被災者	単独作業	発生時間帯	電気主任技術者の作業把握状況	事故概要
5月	感電死傷	作業員事故	高圧配電線路	設備工事作業員 (設置者から作業受託)	-	夜間	事前	地中電線路の地上機器内部を確認中に充電部に接触した作業員が感電死。
7月	感電死傷	作業員事故	需要設備	設備工事作業員 (設置者から修理受託)	○	昼間	事後	工場の機械の修理作業中に、絶縁部を損傷し作業員1名が感電死。
8月	感電死傷	作業員事故	需要設備	設備点検作業員 (設置者から点検受託)	-	昼間	事後 (作業計画の承認はしたが、点検箇所の配線状況が現況と異なることを知らされず)	高圧キュービクル盤内の定期点検時に作業員1名が感電死。
8月	感電死傷	作業員事故	需要設備	工場清掃員 (設置者が雇用)	○	昼間	事後	工場内のクレーン上部の点検時に、天井のトロリー線に接触した作業員1名が感電死。
8月	感電死傷	作業員事故	高圧配電線路	設備工事作業員 (設置者から作業受託)	○	昼間	事後	電線に倒れ掛かっている竹の伐採作業中に、作業員1名が高圧線に接触し、感電死。
9月	感電死傷	第三者の過失等	送電線路	第三者	-	昼間	事後	自治体からの委託で街路樹の剪定を行っていた者（高所作業車使用）が一般送配電事業者が管理する送電線に接触。感電により1名死亡、1名負傷。
9月	物的被害 (発電所ボイラーの爆発)		火力発電所		-			ボイラーの爆発により、作業員1名が負傷、発電所設備に多大な被害。
11月	感電死傷	作業員事故	需要設備	設備点検作業員 (設置者が雇用) ただし、事故時会社からの作業指示はなし	○	夜間	事後	点検作業員（電気主任技術者資格等を保有）1名が高圧受配電盤の充電部に接触し、感電死。
12月	感電死傷	第三者の過失等	高圧配電線路	第三者	-	昼間	事後	第三者の工事用クレーンが、一般送配電事業者が管理する高圧配電線に接触。クレーンが吊り下げていた鉄板に接触した当該第三者の作業員1名が感電死。

(出典) 電気関係報告規則に基づく報告を基に経済産業省において作成

電気設備に係る事故発生状況について（全国）

「重大事故」の発生傾向

2024/3/28
第29回電力安全小委員会 資料3-1

- 令和4年度、令和5年度の「重大事故」**16件**のうち、**13件が感電死傷事故**。このうち、**作業員が需要設備や配電設備などに接触したことによる事故が10件**、3件は第三者の過失等。
- 作業員の事故のうち、**主任技術者が作業計画を知らされていなかったケースが8件**。昨年秋には、**経済産業省が関係団体に対し、電気保安に係る連絡体制を再度確認するよう注意喚起**。
- **今年夏に向けて、事故の発生傾向を踏まえたヒアリングを関係団体に対して実施し、必要な注意喚起を行う**。来年度以降も、**引き続き、重大事故に係る情報の蓄積を図り、対策を検討**。

重大事故：16件（令和4年度、令和5年度に報告のあったもの。速報値であり更新の可能性あり）

感電死傷：13件

作業員の事故：10件

【事故発生時の状況】

主任技術者の 関与	主任技術者が事前把握せず	主任技術者が事前把握
	8件	2件
発生時期	夏季(7~9月)	それ以外の季節
	7件	3件
発生時間帯	昼作業時	夜間作業時
	7件	3件
単独作業	該当	非該当
	6件	4件

第三者の過失等：3件 ⇒ 政府や電力会社による広報など、電気保安に係る啓発を引き続き推進。

物的被害：3件 ⇒ 令和4年度、令和5年度は火力発電所の火災等が該当。自然災害WGで事故原因・再発防止策等を検討中。

「作業員の事故」の主な原因

出典) 電気関係報告規則に基づく報告を基に経済産業省において作成

安全管理ルールの未徹底・周知不足

- ✓ **電気主任技術者の事前連絡を怠っていた**
- ✓ 予定外・時間外作業禁止の不徹底
- ✓ 受電済キュービクル内での作業禁止の不徹底
- ✓ 単独での従事が禁止される作業の周知不足
- ✓ 作業委託先への安全教育の不徹底 等

社内の安全管理ルールの不備

- ✓ **作業委託先にも適用する安全確認ルールが未整備**であった
- ✓ 予定外作業禁止、主任技術者への事前連絡、受電キュービクル内での作業禁止などがルール化されていなかった 等

作業員の知識・能力の不足

- ✓ **自らの技術力への過信**
(例：ルールを逸脱して単独での作業を実施)
- ✓ 作業員が現場の電源系統を理解しておらず一部電源を切らずに作業した 等

感電死傷事故に関する注意喚起

- 経済産業省では「感電死傷事故に関する注意喚起」を発出（令和6年6月28日公表）
注意喚起用の資料を経済産業省HPからダウンロードできます。

URL:https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-1.html





感電死傷事故に関する注意喚起

2024/6/28
経済産業省ホームページ

本件の概要

令和6年6月28日

日頃より、電気保安の確保に取り組んでいただきありがとうございます。例年、夏季は感電死傷事故が増加する傾向があります。また、令和4、5年度夏季（7～9月）に発生した感電死亡事故8件全てについて、電気主任技術者が工事や保守点検作業の実施を事前に知らされていなかったために適切な保安監督を実施できていなかったことが分かっています。このため、夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

- [感電死傷事故に関する注意喚起（電気主任技術者の皆様）](#)（PDF形式：107KB）
- [感電死傷事故に関する注意喚起（電気工作物設置者の皆様）](#)（PDF形式：131KB）
- [感電死傷事故に関する注意喚起（工事業者の皆様）](#)
- [感電に注意！作業前は電気主任技術者へ連絡を！](#)（PDF形式：463KB）
- [感電に注意！作業前は電気主任技術者へ連絡を！（連絡先記入欄あり）](#)（PDF形式：452KB）

お問合せ先

(参考) 感電死傷事故に関する注意喚起

電気主任技術者の皆様

① 電気主任技術者向け

感電死傷事故に関する注意喚起

令和6年6月28日
経済産業省産業保安グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保に取り組んでいただきありがとうございます。例年、夏季は感電死傷事故が増加する傾向があります。また、令和4、5年度夏季（7～9月）に発生した感電死亡事故8件全てについて、電気主任技術者が工事や保守点検作業（以下、「工事等」という。）の実施を事前に知らされていなかったために適切な保安監督を実施できていなかったことが分かっています。このため、夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

記

<電気主任技術者の皆様>

電気事業法第43条第4項に基づき、電気設備の保安監督を行う立場として、設置者との間で、電気保安に係る連絡体制や取り決めの内容を再確認していただくようお願いします。

(取組例)

- ・定期点検などの機会を活用して、設置者に対して、工事等を実施する際や、電気室やキュービクルへの入室をする際は、必ず電気主任技術者に事前に連絡を入れることを依頼する。
- ・電気室やキュービクルの扉などに、電気主任技術者への無断での立入は禁止である旨を掲示する。
- ・電気保安法人等が主催する各地の研修会において、工事業者に対して、感電防止措置等について注意喚起する。等

電気工作物設置者の皆様

② 設置者向け

感電死傷事故に関する注意喚起

令和6年6月28日
経済産業省産業保安グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保に取り組んでいただきありがとうございます。例年、夏季は感電死傷事故が増加する傾向があります。また、令和4、5年度夏季（7～9月）に発生した感電死亡事故8件全てについて、電気主任技術者が工事や保守点検作業（以下、「工事等」という。）の実施を事前に知らされていなかったために適切な保安監督を実施できていなかったことが分かっています。このため、夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

記

<設置者の皆様>

電気事業法第43条第5項に基づき、電気設備に関する工事等については、電気主任技術者の監督の下、作業を行う必要があります。このため、必ず、工事等の実施前に、設置者自身が電気主任技術者に連絡するか、工事業者に対して電気主任技術者に連絡を入れるよう依頼ください。また、電気主任技術者に無断で電気室やキュービクルに入室しないでください。

その上で、以下のような工事等でも、事故やヒヤリハットが起きていますので、念のため、工事等に先立ち、電気主任技術者への連絡をお願いします。

- ・エアコンやエレベーターに係る工事など、通常は電気室やキュービクルでの作業を伴わない工事等（本来はキュービクル外の電源に接続すべきところ、それが見つからず、キュービクルを開けてしまったなどの事例あり）
- ・設備や建物の塗装工事、外壁工事など足場やクレーンを使用する工事、地面の掘削を伴う工事など、一見、電気に関連しない工事等（高圧の引込線のすぐ近くに、工事作業のための足場を立ててしまい、そのまま作業すると高圧線に触れかねなかったなどの事例あり）
- ・工事等の実施に先立つ下見作業など（保守点検作業の下見のために、キュービクルを開けてしまい、充電部に触れて感電したなどの事例あり）

また、設置者におかれては、工事を発注するに当たっては、労働安全衛生法第3条第3項に基づき、施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮してください。具体的には、工期末に向けた追い込み時期に工事を急かすことで現場が繁忙になる、業者が多数入場して現場が錯綜することで現場の危険性が高まる、といったことの無いよう、配慮してください。

(参考) 感電死傷事故に関する注意喚起

工事業者の皆様

③ 工事業者者向け

感電死傷事故に関する注意喚起

令和6年6月28日
経済産業省産業保安グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保に取り組んでいただきありがとうございます。例年、夏季は感電死傷事故が増加する傾向があります。また、令和4、5年度夏季（7～9月）に発生した感電死亡事故8件全てについて、電気主任技術者が工事や保守点検作業（以下、「工事等」という。）の実施を事前に知らされていなかったために適切な保安監督を実施できていなかったことが分かっています。このため、夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

記

< 工事業者の皆様 >

電気事業法第43条第5項に基づき、電気設備に関する工事等については、電気主任技術者の監督の下、作業を行う必要があります。このため、必ず、工事等の実施前に、設置者に対して電気主任技術者に連絡するよう依頼するか、工事業者自身が電気主任技術者に連絡を入れてください。また、電気主任技術者に無断で電気室やキュービクルに入室しないようにしてください。

その上で、以下のような工事等でも、事故やヒヤリハットが起きていますので、念のため、工事等に先立ち、電気主任技術者への連絡をお願いします。

- ・エアコンやエレベーターに係る工事など、通常は高圧部に関わる作業を伴わない工事等（本来はキュービクル外の電源に接続すべきところ、それが見つからず、キュービクルを開けてしまったなどの事例あり）
- ・設備や建物の塗装工事、外壁工事など足場やクレーンを使用する工事、地面の掘削を伴う工事など、一見、電気に関連しない工事等（高圧の引込線のすぐ近くに、工事作業のための足場を立ててしまい、そのまま作業すると高圧線に触れかねなかったなどの事例あり）
- ・工事等の実施に先立つ下見作業など（保守点検作業の下見のために、キュービクルを開けてしまい、充電部に触れて感電したなどの事例あり）

また、工事の一部を外注する場合は、労働安全衛生法第29条に基づき、元方事業者として外注先の事業者が労働安全衛生法令に違反しないよう適切に指導を行ってください。具体的には、労働安全衛生規則第5章で規定されている、工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止、絶縁用防具の装着その他の電気による危険の防止などについて、適切に指導してください。

【関係条文】

< 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号） >

（主任技術者）

第四十三条 1～3 （略）

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

< 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号） >

（元方事業者の講ずべき措置等）

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

< 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号） >

第五章 電気による危険の防止

第一節 電気機械器具

（電気機械器具の囲い等）

第三百二十九条 事業者は、電気機械器具の充電部分（電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分を除く。）で、労働者が作業中又は通行の際に、接触（導電体を介する接触を含む。以下この章において同じ。）し、又は接近することにより感電の危険を生ずるおそれのあるものについては、感電を防止するための囲い又は絶縁覆いを設けなければならない。ただし、配電盤室、変電室等区画された場所で、事業者が第三十六条第四号の業務に就いている者（以下「電気取扱者」という。）以外の者の立入りを禁止したところに設置し、又は電柱上、塔上等隔離された場所で、電気取扱者以外の者が接近するおそれのないところに設置する電気機械器具については、この限りでない。

（手持型電灯等のガード）

第三百三十条 事業者は、移動電線に接続する手持型の電灯、仮設の配線又は移動電線に接続する架空つり下げ電灯等には、口金に接触することによる感電の危険及び電球の破損による危険を防止するため、ガードを取り付けなければならない。

2 事業者は、前項のガードについては、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

- 一 電球の口金の露出部分に容易に手が触れない構造のものとする。
- 二 材料は、容易に破損又は変形をしないものとする。

（溶接棒等のホルダー）

(参考) 感電死傷事故に関する注意喚起 (チラシ)

感電に注意！作業前は電気主任技術者へ連絡をお願いします

<工事などの作業前の事前連絡のお願い>

例年、夏季は感電死傷事故が頻発しています。中には一見、電気に関連しない工事でも電気主任技術者への連絡がなかったことで事故に至ったケースが見られます。これから夏季を迎えるに当たり、安全に工事を行うためにも、電気設備やその付近で作業を行う場合は必ず電気主任技術者にご連絡ください。

① キュービクルや電気室の扉を開ける場合は連絡を！

通電状態での作業は感電のおそれがあるため大変危険です。

【注意が必要な作業】

- ・ 電力メーターやその銘板の確認作業
- ・ エレベーターなどの建築設備、エアコンなどの空調設備の電源接続作業
- ・ キュービクルの塗装作業

② キュービクルや電線の近くで作業する場合は連絡を！

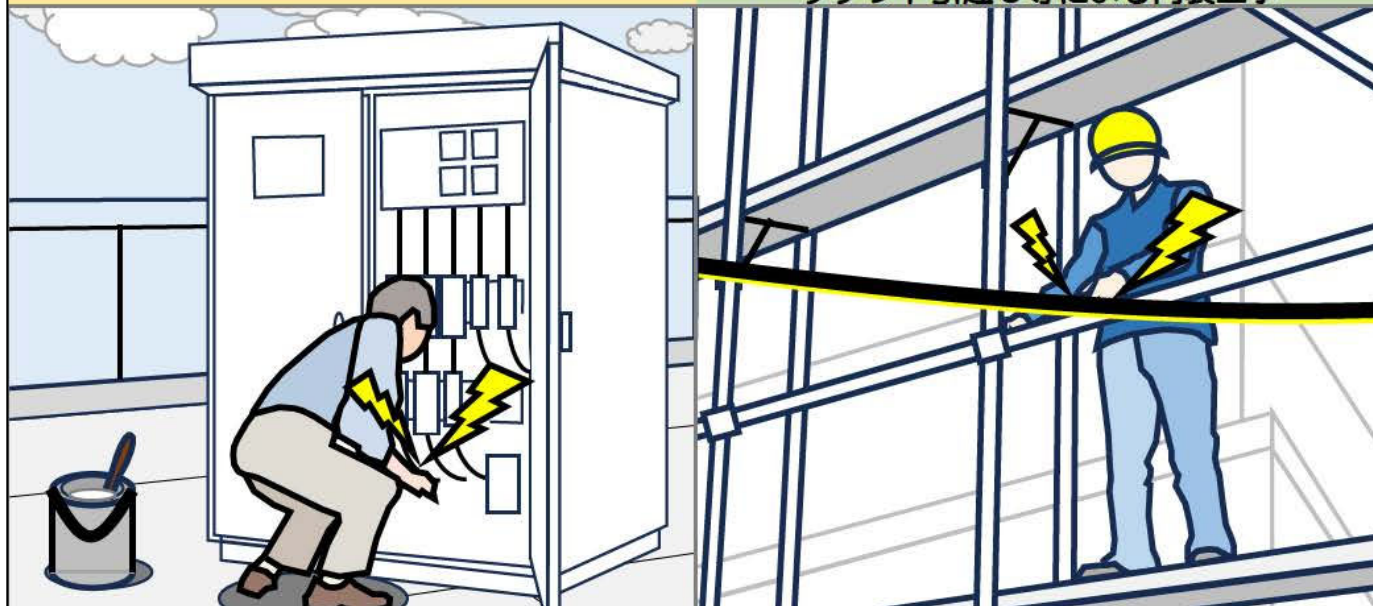
電気設備に直接触らなくても、付近に電気設備があると感電のおそれがあります。

【注意が必要な作業】

- ・ 足場の組立や解体作業
- ・ 建物の外装塗装作業
- ・ クレーンによる資材移動や高所作業車を使った剪定作業
- ・ テナント引越し等による内装工事

③ 安全対策を徹底しましょう

- ・ 万が一に備えて安全装備（ヘルメットや絶縁手袋などの絶縁用保護具）を着用しましょう
- ・ 肌の露出が少ない服装（長袖など）を心がけましょう
- ・ 作業前に電気主任技術者へ確認をしましょう



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

(参考) 感電死傷事故に関する注意喚起 (チラシ) 連絡先記入欄あり

感電に注意！作業前は電気主任技術者へ連絡を！



<工事などの作業前の事前連絡のお願い>

例年、夏季は感電死傷事故が頻発しています。中には一見、電気に関連しない工事でも電気主任技術者への連絡がなかったことで事故に至ったケースが見られます。これから夏季を迎えるに当たり、安全に工事を行うためにも、電気設備やその付近で作業を行う場合は必ず電気主任技術者にご連絡ください。

① キュービクルや電気室の扉を開ける場合は連絡を！

通電状態での作業は感電のおそれがあるため大変危険です。

【注意が必要な作業】

- ・ 電力メーターやその銘板の確認作業
- ・ エレベーターなどの建築設備、エアコンなどの空調設備の電源接続作業
- ・ キュービクルの塗装作業

② キュービクルや電線の近くで作業する場合は連絡を！

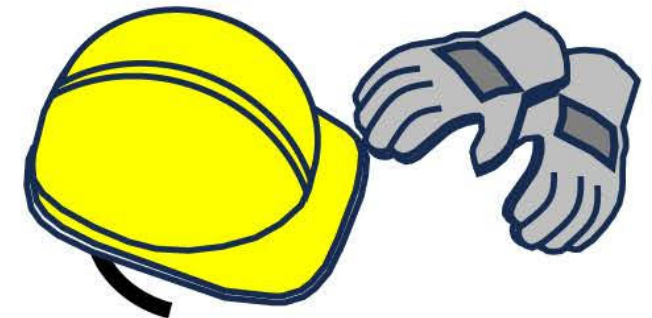
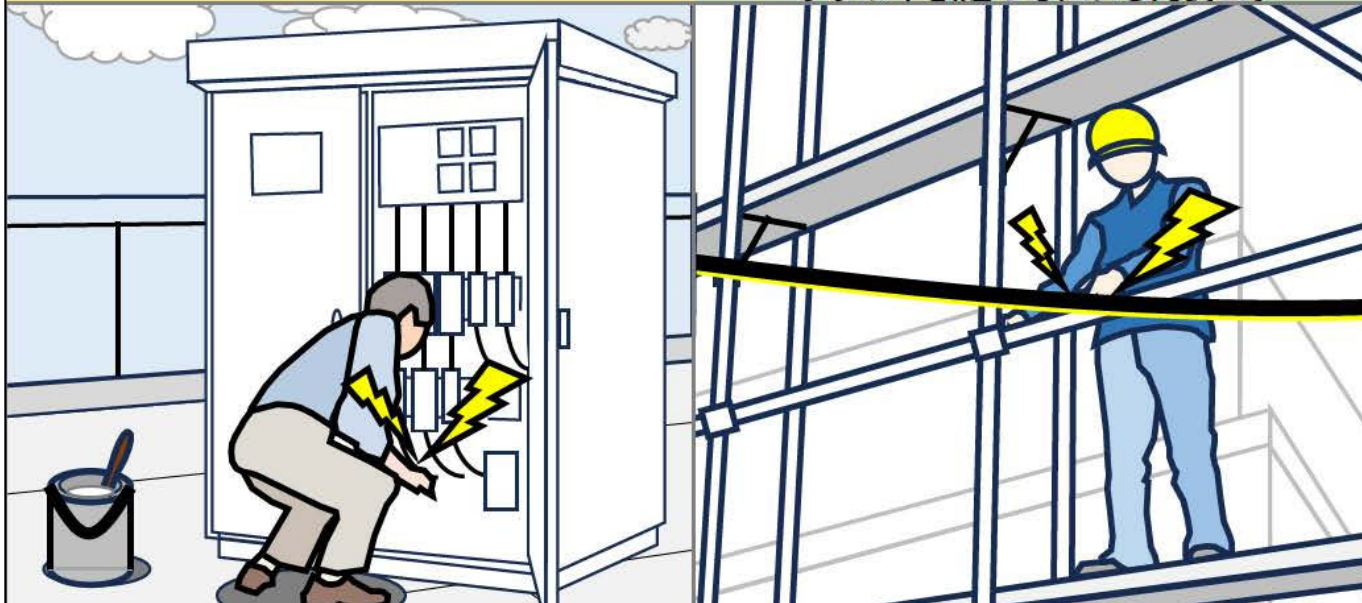
電気設備に直接触らなくても、付近に電気設備があると感電のおそれがあります。

【注意が必要な作業】

- ・ 足場の組立や解体作業
- ・ 建物の外装塗装作業
- ・ クレーンによる資材移動や高所作業車を使った剪定作業
- ・ テナント引越し等による内装工事

③ 安全対策を徹底しましょう

- ・ 万が一に備えて安全装備（ヘルメットや絶縁手袋などの絶縁用保護具）を着用しましょう
- ・ 肌の露出が少ない服装（長袖など）を心がけましょう
- ・ 作業前に電気主任技術者へ確認をしましょう



工事や作業の連絡は主任技術者へ

担当主任技術者 _____

連絡先 _____